

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和4年4月12日（令和4年（行個）諮問第5096号）

答申日：令和4年10月3日（令和4年度（行個）答申第5094号）

事件名：特定日の本人の病室に係る動画等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる（3）及び（4）の文書（以下、順に「文書3」及び「文書4」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条2項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年12月27日付け防人衛第21966号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を求める。

2 審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

今回の件は病院に何度も状況を問い合わせた上に警察に相談するぐらい、病院側のとても見過ごせない重大な過失だとおもわれた。なので病院側との面会の時、病院の人から解説を受ける時に、病院の人も全部開示をしてくれるだろうと言っていた。よって、情報開示できないのはやっぱり納得できない気持ちがございますのでお手数ではございますが、全部開示をやっていただきたいと思いますとおもいます

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定病院の特定年月日の本人の病室全部及び〇病棟〇F全部の監視カメラの映像動画と画像等、入院中の情報開示とカルテ開示になります。因みに本人は現在も生きていますから良くご安心ください」に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報として、別紙の5文書に記載されている保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき、令和3年12月27日付け防人衛第21966号により、本件対象保有個人情報について、法14条2号及び7号柱書きに該当する部分並びに15条1項に該当しない文書を不開示

とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において不開示とした部分及びその理由については、別表のとおりであり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号及び7号に該当する部分並びに15条1項に該当しない文書を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、不開示部分の全部開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報のうち、法14条2号及び7号に該当する部分並びに15条1項に該当しない文書を不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年8月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報のうち文書3の全部について、法14条2号に該当するところ、法15条1項に該当しないとし、また、文書4の一部について、法14条2号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の全部開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書3（動画ファイル）

ア 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、標記の動画ファイルは、特定年月日の特定時刻に撮影された本人の病室に設置された監視カメラの映像であると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

標記動画ファイルの映像には、本人と共に、特定病院のスタッフ（以下「病院スタッフA」及び「病院スタッフB」といい、併せて「病院スタッフ」という。）の顔を含む姿が記録されており、開示請求者以外の個人を識別することができる情報であることから、当該情報は、法14条2号に該当する不開示情報である。

ウ 当審査会において、動画ファイルの内容を見分したところ、①病院スタッフAが病室に入ってきたと見られる状況、②病院スタッフBが本人を抱きかかえて病室に入ってきたと見られる状況、③病院スタッフBが本人を抱きながら座った状態で顔や身体の様子を確認している状況、及び④病院スタッフBが本人を抱きかかえて病室を出たと見られる状況が記録されており、開示請求者以外の個人に関する情報が記録されていると認められ、当該情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報を含む保有個人情報であって、特定の個人を識別できるものであると認められる。

エ そこで、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ロに該当する事情も認められない。

次に、法14条2号ただし書ハについて検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、当該動画ファイルに記録された病院スタッフの姿及び行動等については、職務の遂行に関する情報であるものの、顔部分については、職務の遂行に関する情報には該当しないとの説明があった。

このうち、病院スタッフの顔部分については、職務の遂行に関する情報に該当しない旨の上記諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、法14条2号ただし書ハに該当するとは認められない。また、当該部分は、個人を識別することができる部分であり、法15条2項による部分開示の余地はない。

また、当該動画ファイルに記録された病院スタッフの姿（顔を除いた部分）及び行動等については、職務の遂行に関する情報に該当する旨の上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

オ そこで、上記職務の遂行に関する情報の部分開示の可否について検討する。

(ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり補足して説明する。

標記の動画ファイルを不開示とした理由については、上記(1)

イ及び別表の1のとおりであり、当該動画ファイルの映像に記録された情報のうち、病院スタッフの顔部分については、不開示情報ではない部分と同時に映像内で表示されると認められるが、標記部分を容易に区分して除くことができないため、部分開示の余地はなく、不開示を維持することが妥当である。

(イ) これを検討するに、病院スタッフの顔部分を不開示とすることによって、これと容易に区分できない不開示部分以外の部分もが不開示となることは、病院スタッフの顔部分が上記エのとおり不開示情報に該当すると認められる以上、法15条1項に照らし、結果としてやむを得ないものであるところ、当該部分を容易に区分して除くことができない旨の上記(ア)の諮問庁の説明は不自然とはいえず、法15条1項による部分開示の余地はない。

以上のことから、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書4の24枚目の不開示部分

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分には、特定病院の医師等の内線番号が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該情報は一般に公開されていない情報であるところ、これを開示することにより、いたずらや業務妨害を目的としたことに使用されるおそれがあり、行政事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書4の168枚目の不開示部分(自筆の署名)

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、標記不開示部分には、入院診療計画書の作成者である特定病院の医師の自筆の署名が記載されていると認められる。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり補足して説明する。

当該部分が開示された場合、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当し、不開示とした。

イ これを検討するに、公務員の氏名については、職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、当該不開示部分は、自筆の署名であり、当該情報を開示した場合、筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるため、

個人の権利利益を害するおそれがあり、同申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。

そうすると、入院診療計画書の作成者である特定病院の医師の自筆の署名については、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められ、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分に係る行政文書開示決定通知書の「動画③」の「不開示とした理由」欄（別表の1）を見ると、「開示請求者以外の個人に関する情報が一部表示されることから、（中略）法15条1項の規定に該当しないため不開示とした。」と記載するにとどまっており、当該不開示情報の不開示情報該当条項について記載されておらず、不適切であったというべきである。

処分庁においては、今後、処分に当たって適切な事務処理を行うことが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

- (1) 文書 1 動画①
- (2) 文書 2 動画②
- (3) 文書 3 動画③ (本件文書)
- (4) 文書 4 電子診療録データ出力① (本件文書)
- (5) 文書 5 電子診療録データ出力②

別表（不開示とした部分及びその理由）

1 文書3

不開示とした部分	不開示とした理由
全て	<p>動画ファイルの映像に開示請求者以外の個人に関する情報が一部表示されることから、不開示部分と開示部分を分離させるためファイルの分割やモザイク処理といった不開示情報の内容が認識できないよう技術的な加工処理を施す必要があったため、製造元である特定法人に照会したところ、現存する動画ファイルは加工等の処理を加えられない仕様とのことであり、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができず、技術的分離は困難と判明したことから、法15条1項の規定に該当しないため不開示とした。</p>

2 文書4

不開示とした部分	不開示とした理由
24枚目の内線番号	<p>これを開示することにより、いたずらや業務妨害を目的としたことに使用されるおそれがあり、行政事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
168枚目の自筆の署名	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であり、これを開示することにより、開示請求者以外特定の個人を識別され、又は、特定の個人を識別することはできないが、これを開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法14条2号に該当するため不開示とした。</p>